ĺΗ

()

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第1条 ~ 第3条の2

第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則(昭和58年大蔵省令第40号)第10条の2及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年11月20日金融庁告示第63号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成17年1月6日金融庁告示第1号)の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。

- 2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。
- (1) 個人情報保護に関するガイドライン
- (2) クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報を保有する場合には、当該クレジットカード情報の取扱いに係る社内態勢
- (3) 法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号) を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る社内態勢

新

第1条 ~ 第3条の2 (同左)

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金 需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重 要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うため には、貸金業法施行規則(昭和58年大蔵省令第40号)第10条の2及び第10条の 4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人 情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に 関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)、個人情報の 保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、個人情報の保護に関す る法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告 示第6号)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)(同告示第7 号)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(同告示第8 号)、同ガイドライン(匿名加工情報編)(同告示第9号)、金融分野におけ る個人情報保護に関するガイドライン(平成29年個人情報保護委員会・金融 庁告示第1号)、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全 管理措置等についての実務指針(同告示第2号)及び協会の「個人情報保護指 針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。

(同左)

【対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
(4) 個人情報保護に関するガイドライン等を適切に運用するための社内態勢	
及び役職員に対する周知徹底方法	
(5) 顧客情報の管理が適切かどうかの検証方法	
第5条 ~ 第19条 (略)	第5条 ~ 第19条 (同左)
附 則 (平成19.12.19) ~ (平28.12.1) (略)	附 則 (平成19.12.19) ~ (平28.12.1) (同左)
(新設)	附 則 (平29.5.30)
	この改正は、平成29年5月30日から施行する。
	(注) 改正条項は、次のとおりである。
	<u>第4条を改正。</u>